

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

## ■ 注目トピックス

## 国家インターネット情報弁公室、データ越境移転安全評価規則を発表

国家インターネット情報弁公室は2022年7月7日、『データ越境移転安全評価弁法』を公布しました。同弁法は『インターネット安全法』（サイバーセキュリティー法。17年6月施行）、『データ安全法』（21年9月施行）、『個人情報保護法』（21年11月施行）の方針に基づき、中国域外へのデータ提供に際しての安全性評価実施などに関する規定を明記しています。重要データの越境移転に加え、個人情報を域外に提供する重要情報インフラ運営者や100万人以上の個人情報の取扱者、昨年1月1日から累計で10万人超の個人情報や1万人超の「機微な個人情報」（バイオメトリクスや金融口座、行動履歴など）を域外に提供する事業者には安全性評価の実施が義務付けられます。同弁法は2022年9月1日より施行されます。

## ■ 直近の重要政策

## 金融政策

- ✓ 金融による製造業の高度化へのサポートの更なる推進に関する中国銀保監会弁公庁の通知  
（中国銀行保険監督管理委員会、7/11）

## 地方政策

- ✓ 『上海市デジタルエコノミー発展の第14次五カ年計画』の発表に関する上海市人民政府弁公庁の通知  
（上海市政府、7/12）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国家インターネット情報弁公室、データ越境移転安全評価規則を発表

『データ越境移転安全評価弁法』<sup>1</sup>(以下、弁法)は中国域外へのデータ提供に際する安全性評価の実施要件に加え、インターネット当局への提出資料や関連手続きなどに関する規定を定めています。昨年10月に発表した意見募集案<sup>2</sup>と比べ、正式案では一部文言を調整したほか、安全性評価の結果に異議がある場合の再評価に関する規定を追加しました。弁法は2022年9月1日より施行されます。施行前、既に展開しているデータの越境移転が本弁法の規定に適合しない場合、本弁法の施行日から6カ月以内に是正を完了しなければならないとされています。

弁法を打ち出した背景について、国家インターネット情報弁公室の責任者は会見で、「デジタルエコノミーの急成長やデータ越境移転の活発化に加え、国・地域による規制上の差異もあり、データの越境移転に係る安全性リスクが顕在化しつつある。多くの国・地域が自国・地域の実情を踏まえ、データ越境移転の安全管理をめぐる法整備に取り組んできた。弁法は『インターネット安全法』、『データ安全法』、『個人情報保護法』などを着実に実行するためのものであり、個人情報の権益や国の安全及び公共利益の保護を図る」と説明しました。

弁法の主な内容については以下の通りです。

## □ 弁法の主要内容

### 安全性評価の申請が必要となる情状

- ✓ データ取扱者による域外へのデータ提供につき以下のいずれかに該当する場合、所在地の省レベルのインターネット情報部門にデータ越境移転の安全性評価を申請しなければならない(第4条)
  - (1) 域外に重要データが提供される場合  
(重要データの提供主体と提供データの数量は問わず)
  - (2) 重要情報インフラ運営者及び100万人以上の個人情報の取扱者が域外に個人情報を提供する場合  
(提供する個人情報の数量は問わず)
  - (3) 昨年1月1日から起算し域外に累計10万人超の個人情報または累計1万人超の機微な個人情報を提供する場合  
(個人情報を提供する主体は問わず)
  - (4) 国のインターネット情報部門が定めたその他の情状

### 自己評価の内容

- ✓ データ取扱者は域外にデータを提供する前にデータ越境移転リスクの自己評価を行う。以下の項目を中心に評価を実施すること(第5条)
  - (1) データの越境移転及び域外の受取人によるデータ取扱の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性
  - (2) 越境移転するデータの数量、範囲、種類、機微度、データ越境移転が国の安全、公共利益、個人または組織団体の合法的な権益に与えかねないリスク
  - (3) 域外の受取人が誓約する責任・義務及びその履行に係る管理及び技術措置、能力等が越境移転されるデータの安全を保障できるか否か
  - (4) データ越境移転及び移転後の改ざん、破壊、漏洩、紛失、再移転または不法取得、不法利用等のリスク、個人による個人情報権益を守るためのルートが円滑であるか否か
  - (5) 域外の受取人と締結するデータ越境移転関連契約またはその他の法的拘束力のある文書(以下、法律文書)などにデータ安全保護責任・義務が十分に約定されているか否か
  - (6) その他のデータ越境移転の安全性に影響しかねない事項

<sup>1</sup> 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

[http://www.cac.gov.cn/2022-07/07/c\\_1658811536396503.htm](http://www.cac.gov.cn/2022-07/07/c_1658811536396503.htm)

<sup>2</sup> その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第580号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0632-XF-0105.pdf>

## 安全性評価を申請する際の提出資料

- ✓ データ取扱者は、データ越境移転の安全性評価を申請する際、以下の資料を提出しなければならない(第6条)
  - (1) 申請書
  - (2) データ越境移転リスクの自己評価報告書
  - (3) データ取扱者と域外の受取人が締結する予定の法律文書等
  - (4) 安全性評価に必要なその他の資料

## 安全性評価の内容

- ✓ データ越境移転の安全性評価は、データ越境移転活動が国の安全、公共利益、個人若しくは組織団体の合法な権益に与えかねないリスクを中心に評価を実施し、評価項目は主として以下の項目が挙げられる(第8条)
  - (1) データ越境移転の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性
  - (2) 域外の受取人の所在国・地域のデータ安全保護法令規則及びサイバーセキュリティー環境が越境移転されるデータに与える影響、域外の受取人のデータ保護レベルが中国の法令・強制的国家基準の要求を満たしているか否か
  - (3) 越境移転するデータの数量、範囲、種類、機微さ、越境移転の途中及び後に改ざん、破壊、漏洩、紛失、再移転または不法取得、不法利用等のリスク
  - (4) データ安全及び個人情報権益が十分に有効に保障されるか否か
  - (5) データ取扱者と域外の受取人との間の法律文書にデータ安全保護責任・義務が十分に約定されているか否か
  - (6) 中国の法令規則の遵守状況
  - (7) 国のインターネット情報部門が評価を必要とするその他の事項

## 域外の受取人と締結した法律文書の内容

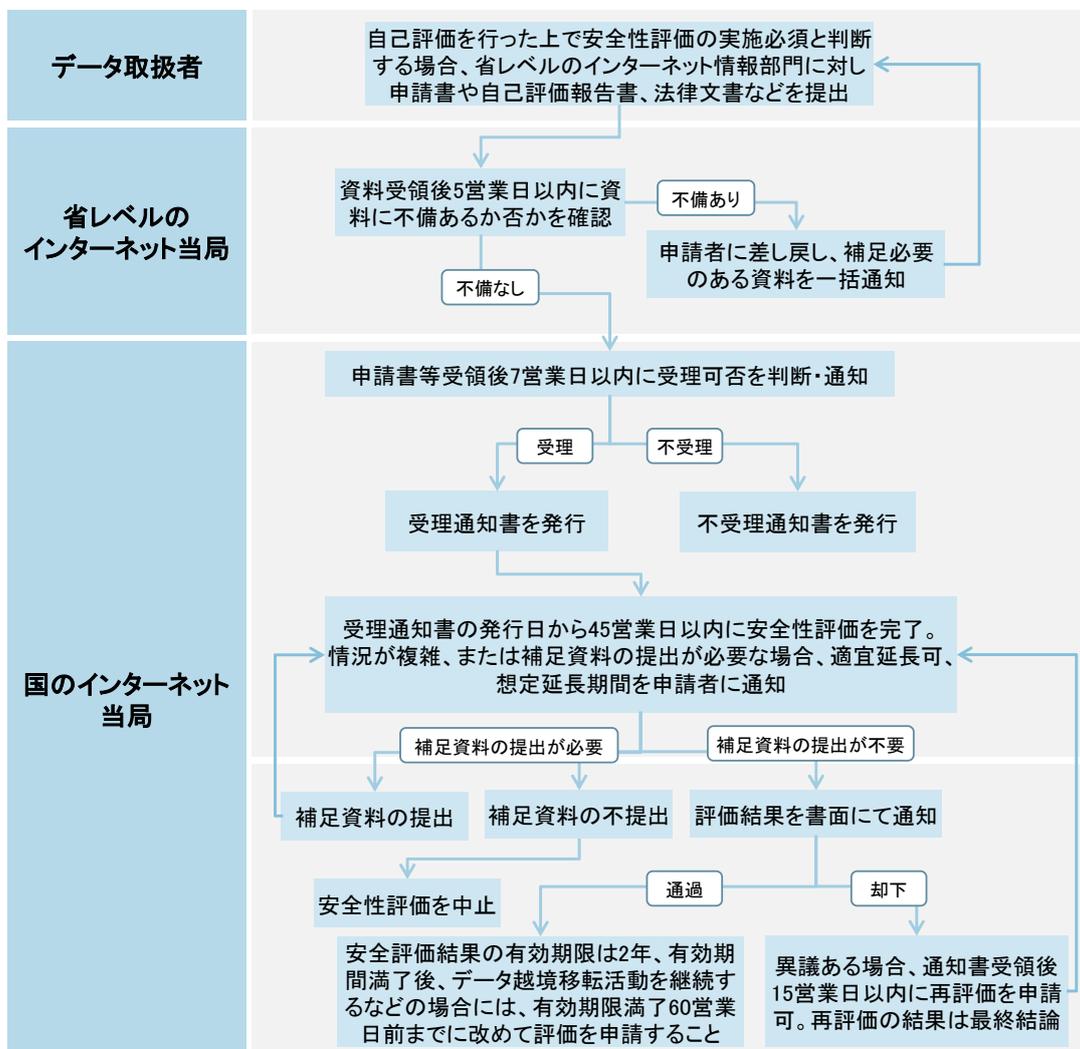
- ✓ データ取扱者が域外の受取人と締結した契約は、データ安全保護責任・義務を十分に約定しなければならない。内容には以下の事項を含むがこの限りではない(第9条)
  - (1) データの越境移転の目的、方法、データの範囲、域外の受取人によるデータ取扱の用途、方法等
  - (2) データの域外での保存場所、期限、保存期限満了後・約定した目的達成後・契約終了後の取扱措置
  - (3) 域外の受取人による越境移転されたデータのその他の組織・個人への再移転に関する制限
  - (4) 域外の受取人が実質的支配権もしくは事業内容に実質的な変化が生じ、または所在国・地域のデータ安全保護政策・法令やサイバーセキュリティー環境の変化、その他の不可抗力が生じたことにより、データの安全を保障できなくなった場合にとるべき安全措置
  - (5) 法律文書が約定したデータ安全保護義務に違反した場合の対応措置、違約責任及び紛争解決方法
  - (6) 越境移転されたデータには改ざん、破壊、漏洩、紛失、再移転または不法取得、不法利用等のリスクが発生した際、緊急対応措置を適切に実施する要求、個人による個人情報権益保護のルートと方法

## 安全性評価の有効期限、再評価等

- ✓ 安全評価結果の有効期限は2年とし、評価結果の発表日から起算するもの。有効期限満了までに以下のいずれかの情状がある場合には、改めて評価を申請しなければならない(第14条)
  - (1) 域外に提供するデータの目的、方法、範囲、種類、域外の受取人のデータ取扱の用途、方法が変化し、越境移転されたデータの安全に影響する、または個人情報・重要データの域外での保存期限が延長される
  - (2) 域外の受取人の所在国・地域のデータ安全保護政策・法令やサイバーセキュリティー環境の変化、その他の不可抗力、データ取扱者もしくは域外の受取人の実質的支配権の変化、データ取扱者が域外の受取人と締結した法律文書の変化等が発生し、越境移転されたデータの安全に影響する
  - (3) 越境移転されたデータの安全に影響するその他の情状
- ✓ 有効期間満了後、データ越境移転を継続しようとする場合には、データ取扱者は有効期限満了60営業日前までに改めて評価を申請しなければならない
- ✓ インターネット情報部門は、安全性評価を通過したデータ越境移転が実際の取扱過程でデータ越境移転に関する安全管理要求を満たさなくなったことを発見した場合、データ越境移転を中止するようデータ取扱者に書面にて通知しなければならない。データ取扱者がデータ越境移転を継続しようとする場合には、要求に従い是正し、是正完了後に改めて安全性評価を申請しなければならない(第17条)

弁法第 7、12、13 条は安全性評価の申請等に関する手続きを明確にしています。また第 13 条では「データ取扱者は評価結果に対し異議がある場合、通知書受領後 15 営業日以内に再評価を申請することが可能である。再評価の結果を最終結論とする」との規定を追加しました。具体的には以下図表 1 をご参考ください。

【図表 1】安全性評価のプロセス



(弁法に基づき、中国アドバイザー一部作成)

また、罰則について、弁法第 18 条は、「本弁法の規定に違反する場合、『インターネット安全法』、『データ安全法』、『個人情報保護法』などに基づき対処すること。犯罪に該当する場合、刑事責任を追及する」との文言も明記しました。

□ 実務上の留意点と対応方法

安全性評価の申請時点について、国家インターネット情報弁公室の責任者は会見で、「データ取扱者はデータの越境移転を行う前、安全性評価を申請し、その評価を通過しなければならない。実務上、データ取扱者は域外の受取人と関連契約もしくは法律文書を締結する前に安全性評価を申請する方が良い。もし締結後に安全性評価を申請する場合は、安全性評価の却下による損失を回避するために、“法律文書等における当該文

書が安全性評価を通過する限りで発効する”との旨の文言の注記をお勧めする」との意見を表明しました。

域外にデータを提供する越境 EC や大手プラットフォームなどは弁法及び『インターネットデータ安全管理条例』(意見募集案)<sup>3</sup>などにより影響を受けることが避けられないため、コンプラ上の対応に細心の注意を払う必要があります。適正な業務運営を確保するため、データ取扱者にとって、個人情報に加え、重要データの事前チェックや関連リスクの洗い出しが重要となります。

重要データのチェックについて、『インターネットデータ安全管理条例』(意見募集案)及び国家標準『情報安全技術 重要データ識別指南』(意見募集案)<sup>4</sup>では、重要データの範囲や判断方法などを明記しました。なお、『インターネットデータ安全管理条例』では、「各地と各部門は国のデータ分類方針に基づき、当地及び関連業界、分野におけるデータに対し分類管理を実施する」としており、業種ごとの重要データの識別方法は今後別途で発表されるものとなります。これを踏まえ、重要データの判断方法について、国家標準『情報安全技術 重要データ識別指南』では、セクターごとではなく、与えかねない影響に主眼を置き、識別要素を挙げています。同指南は NIST(米国標準技術研究所)が 2003 年に作成したサイバーセキュリティの標準である NIST.SP.800-59<sup>5</sup>等を参考に策定したものです。

このほか、データ取扱者は『個人情報越境移転標準契約規定』(意見募集案)<sup>6</sup>を参考に、域外のデータ受取人と締結する予定の契約書を予め作成し、自己評価や安全性評価に必要な情報を提供できるよう、事前に先方と相談するなど十分な準備をするのが望ましいと言えます。また今後、安全性評価をめぐる実務上の取扱方法を記載したガイドラインや質疑応答などが発表される可能性があり、当局の出方に注視する一方、安全性評価が却下される場合の業務移管や代替案などを事前に検討する必要もあると思われます。

---

<sup>3</sup> 国家インターネット情報弁公室は 2021 年 11 月 14 日、『インターネットデータ安全管理条例』のパブコメを公開。その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 582 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0634-XF-0105.pdf>

<sup>4</sup> 全国情報安全標準化技術委員会は 2022 年 1 月 13 日、国家標準『情報安全技術 重要データ識別指南』のパブコメを公開。中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

⇒ [https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20220113195354&norm\\_id=20201104200036&recode\\_id=45625](https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20220113195354&norm_id=20201104200036&recode_id=45625)

<sup>5</sup> 国家安全保障に係るシステムを保護するために採用される標準及びガイドライン Guideline for Identifying an Information System as a National Security System, NIST.SP.800-59。原文は下記の URL よりダウンロードできます。

⇒ <https://csrc.nist.gov/publications/detail/sp/800-59/final>

各国・地域の動向を睨みながら関連規制を強化しつつ、国際標準を念頭に置いたサイバーセキュリティ対策に求められる技術標準などを整備し、米国や EU などと相互認証できる枠組みを構築したいとする当局の意向も透けて見えます。しかし、国内外の事情など様々な要因と絡み合い、情報管理体制のあり方につき折り合いがつかない中、データ管理をめぐる応酬と駆け引きは長引く模様であり、煮詰まるまでの道のりに漂う不透明感は払拭できません

<sup>6</sup> 国家インターネット情報弁公室は 2022 年 6 月 30 日、『個人情報越境移転標準契約規定』のパブコメを公開。中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

⇒ [http://www.cac.gov.cn/2022-06/30/c\\_1658205969531631.htm](http://www.cac.gov.cn/2022-06/30/c_1658205969531631.htm)

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### 金融政策

#### 金融による製造業の高度化へのサポートの更なる推進に関する中国銀保監会弁公庁の通知

(原文：中国銀保監会办公厅关于进一步推动金融服务制造业高质量发展的通知)

銀保監弁発 [2022] 70 号

中国銀行保險監督管理委員會 2022 年 7 月 11 日公布

#### 【主要内容】

- 中国銀行保險監督管理委員會は「製造業向けの中長期貸出を増やす」との目標を掲げた今年の「政府活動報告」や景気下支えに向けた一連の経済安定策の方針を着実に実行するため、政策性銀行や大手銀行などに対し、製造業向けの融資拡大を求める通知を発表した
- ハイテク製造業や戦略的新興産業などのイノベーション能力の向上を促すほか、従来型製造業の設備更新や技術刷新、低炭素化などを支援するための中長期融資を増やす
- 製造業の貿易金融に対する支援を強化し、自動車や家電などの製造業企業の海外進出にサポートする
- サプライチェーンにおけるデータ・情報共有を活かし、売掛債権や棚卸資産、船荷証券 (B/L) 等を担保とした商流ファイナンスの発展を促す
- 製造業企業の成長段階の特徴とニーズに合わせた金融商品を開発し、融資期間や利率を合理的に設定し、製造業企業に対し多様な金融サービスを提供する
- 知的財産権や動産、売掛債権、持分等を担保とした融資の普及により、製造業の高度化・デジタル化・スマート化を促進する
- 中小規模零細企業に対し、元利返済期限を猶予する一方、製造業企業の不良債権の処理にも力を入れ、ゾンビ企業の淘汰を進める

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1060981&itemId=928>

### 地方政策

#### 『上海市デジタルエコノミー発展の第 14 次五カ年計画』の発表に関する上海市人民政府弁公庁の通知

(原文：上海市人民政府办公厅关于印发《上海市数字经济发展“十四五”规划》的通知)

滬府弁発 [2022] 11 号

上海市政府 2022 年 7 月 12 日公布

#### 【主要内容】

- 上海市政府は国务院発表の『デジタルエコノミー発展の第14次五カ年計画』を着実に実行するため、『上海市の第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標要綱』の方針に基づき、当市のデジタルエコノミーの発展に向けた第14次五カ年計画を策定した
- 同計画は「25年末までに、上海のデジタルエコノミーの発展レベルは国内上位にあり、付加価値生産額が3兆元となり、全市のGDPに占める割合が60%を上回る。国際的なデジタル都市の枠組みが概ね形成している」との目標を設けた
- また、デジタルエコノミーにおけるリーダー企業100社以上の育成・誘致や年間1万社以上のデジタル新興企業の新設を目指す
- AI (人工知能) やブロックチェーン、クラウドコンピューティング、ビッグデータなどの重点分野における中核技術、インテリジェント・コネクテッドカー (ICV)、ウェアラブルデバイス、ロボットなどに関する主力製品の開発に注力する。統一的なデータ資源システムを構築し、研究開発や生産、流通などにおけるデータ資源の活用も進める
- 25年までの主な数値目標については以下の通りである
  - ① デジタルエコノミーにおける中核産業の付加価値生産額が全市のGDPに占める割合：15%前後
  - ② ソフトウェア・情報サービスの売上高：1兆5,000億元前後

③ デジタル化を実現した製造業企業（一定規模以上<sup>7</sup>）の比率：80%前後

④ デジタル貿易額：525億米ドル前後

⑤ EC小売額：2兆1,000億元前後

- 今後の取り組み内容については、ヘルスケアや製造、エネルギー、小売り、金融及び都市運営などのデジタル化を中心とするデジタル産業の開拓に加え、次世代ネットワークやブロックチェーン、メタバース等関連の新型デジタルインフラの整備、ICVやウェアラブルデバイス、サービスロボット、スマート家電などの普及などが挙げられる
- この他、『上海市データ条例』を着実に実行するため、公共データの運用等に関するルールの整備を加速させ、上海データ取引所を通じデータ要素の流通を促す

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/hfbf2022/20220712/d3f5206dec5f4010a6065b4aa2c1ccce.html>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

#### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

<sup>7</sup> 年間売上高が2,000 万元以上の企業を指す